

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第25号

監査の対象：令和7年度監査委員監査 中央卸売市場所管の工事及び業務委託の施行に関する事務

所管所属：中央卸売市場

通知日：令和8年2月27日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>石綿の落下防止における設計について改善を求めたもの</p> <p>大阪市中央卸売市場本場市場西棟天井落下物対策緊急修繕において、一部の天井部（市場西棟1階4平方メートル程度）で石綿含有吹付けパーミキュライト耐火被覆（以下「石綿含有耐火被覆」という。）に接触して落下防止ネットを設置する設計となっていた。</p> <p>【指摘事項】 1. 中央卸売市場は、不備が確認された落下防止ネットの設置状況を確認し、安全性を確保するために必要な対策を実施されたい。 2. 中央卸売市場は、設計図書を作成において、大気汚染防止法等の関係法令が適用される工事内容の有無、及びそれらを踏まえた設計となっているか、組織として複数名で確認する仕組みを構築されたい。</p>	<p>【1】 ・落下防止ネットについては、目視にて確認するとともに、令和7年12月24日に空気環境測定を行い測定結果に問題はなかった。令和8年3月31日までに、現在実施している耐火被覆を除去する工事の際に、同時に撤去する。また、同落下防止ネットの下には、別の落下防止ネットを設置しており、万が一、耐火被覆が落下した際の、リスク低減を図っており、目視点検を含め、状況を注視していく。なお、市場として年2回空気環境測定を行い状況を確認する。</p> <p>【2】 ・関係法令を踏まえた設計となっていないことにより、市民や工事関係者の安全性を確保できず、本市の信用が失墜するリスクがあることを、令和7年11月21日に設備・施設担当課長から市場内関係職員へ周知を行った。また、毎年度4月の係員異動実施後に、市場内関係職員へ周知を行う。 ・関係法令に基づく確認項目をリスト化し、チェックリストについては、令和8年3月31日までに作成し、市場内関係職員に周知を行うとともに、令和8年9月30日まで試行運用を行いながら、内容について適宜見直しを図り、令和8年10月1日から本運用していく。また、チェックリストについては、組織的な仕組みとして、担当者（係員）、担当係長、副場長（技術）まで確認を行う。なお、関係法令等の改正が行われた場合、必要に応じてチェックリストの見直しを図る。</p>	措置中	(令和8年10月1日)
2	<p>工事における積算業務について改善を求めたもの</p> <p>一部の工事の積算において、下記の不備が検出された。 ・舗装工事において、不要な転落防止に係る補正率(1.01)を掛けて現場管理費を算出していた。 ・特記仕様書では工事用電力及び工事用水を無償利用可能としていたが、電力及び水道料金が含まれた共通仮設費率を使用して積算していた。 ・大屋根1・2下舗装改修において、設計図面に記載のない溶接金網敷を積算数量に算入して積算していた。</p> <p>【指摘事項】 中央卸売市場は、積算照査チェックリストを作成するなど、積算の照査を適切に実施する仕組みを構築するとともに定期的に見直しを図り適正化に努められたい。</p>	<p>・工事の積算が適正に行われないことにより、正しい予定価格を設定することができず、最適な契約相手方を選定できないリスクがあることを、令和7年11月21日に設備・施設担当課長から市場内関係職員へ周知を行った。また、毎年度4月の係員異動実施後に、市場内関係職員へ周知を行う。 ・積算照査チェックリストについては、令和8年3月31日までに作成し、市場内関係職員に周知を行うとともに、令和8年9月30日まで試行運用を行いながら、内容について適宜見直しを図り、令和8年10月1日から本運用していく。また、積算照査チェックリストについては、組織的な仕組みとして、担当者（係員）、担当係長、副場長（技術）まで確認を行う。なお、国等の積算基準に改定が行われた場合、必要に応じてチェックリストの見直しを図る。</p>	措置中	(令和8年10月1日)

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>工事等における安全管理について改善を求めたもの</p> <p>一部の工事等の安全管理において、下記の不備が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有耐火被覆除去作業前の石綿剥落箇所の寸法計測において、作業員が呼吸用保護具や手袋等を着用せずに実施していた工事写真が検出された。 ・石綿含有耐火被覆に接触して落下防止ネットを設置する作業において、作業員が呼吸用保護具や保護衣等を着用せずに施工していた工事写真が検出された。 ・道路上に工事車両を停車して擁壁補修工事を行っている工事写真が確認されたが、道路使用許可を取得していなかった。 <p>また、道路上での作業で仮囲い（区画）をしていない工事写真が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脚立を使用する作業において、危険行為である脚立の天板に乗って作業していた工事写真が検出された。 <p>【指摘事項】 中央卸売市場は、大気汚染防止法、労働安全衛生法、その他関係法令等に基づいて安全に作業を実施しているか確認するため、チェックリストを作成するなど、組織として工事中の安全管理を確認する仕組みを構築し、適切に受注者を指導するよう努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者に対して安全管理の適切な指導が行われないことにより、市民や工事関係者の健康や安全が確保できないリスク、また、事故等の発生により、工事等の完成が遅延するリスクがあることを、令和7年11月21日に設備・施設担当課長から市場内関係職員へ周知を行った。また、毎年度4月の係員異動実施後に、市場内関係職員へ周知を行う。 ・関係法令に基づく確認項目を市場内で検討を行い、チェックリストについては、令和8年3月31日までに作成し、市場内関係職員に周知を行うとともに、令和8年9月30日まで試行運用を行いながら、内容について適宜見直しを図り、令和8年10月1日から本運用していく。また、チェックリストについては、組織的な仕組みとして、担当者（係員）、担当係長、副場長（技術）まで確認を行う。なお、関係法令等の改正が行われた場合、必要に応じてチェックリストの見直しを図る。 	措置中	(令和8年10月1日)
4	<p>工事等における履行確認について改善を求めたもの</p> <p>一部の工事等の履行確認において、下記の不備が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物が工事完成及び工事検査の翌日に搬出されていたことを、電子マニフェストにより確認された。 ・大阪市暴力団排除条例における誓約書の提出を確認しておらず、未提出であった。 ・使用機器材承諾書の提出を確認しておらず、未提出であった。 <p>【指摘事項】 中央卸売市場は、監督及び検査業務において、工事等の履行確認及び工事関係書類の提出が確実にされるよう、チェックリストを作成するなど、組織として複数名で確認する仕組みを構築されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事等が契約どおりに履行されないリスク、また、適正な検査が実施されないことにより、検査結果についての対外的な説明責任を果たせないリスクがあることを、令和7年11月21日に設備・施設担当課長から市場内関係職員へ周知を行った。また、毎年度4月の係員異動実施後に、市場内関係職員へ周知を行う。 ・工事等の履行確認及び工事関係書類のチェックリストについては、令和8年3月31日までに作成し、市場内関係職員に周知を行うとともに、令和8年9月30日まで試行運用を行いながら、内容について適宜見直しを図り、令和8年10月1日から本運用していく。また、工事関係書類のチェックリストについては、組織的な仕組みとして、担当者（係員）、担当係長、副場長（技術）まで確認を行う。なお、都市整備局等の工事関係書類に改定が行われた場合、必要に応じてチェックリストの見直しを図る。 	措置中	(令和8年10月1日)

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	<p>監督業務における書面協議について改善を求めたもの</p> <p>大阪市中央卸売市場本場西棟環境配慮改修工事(緊急)及び大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調用自動制御設備改修工事において、施工確認や施工方法における必要な協議が書面で実施されていなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 中央卸売市場は、書面協議の重要性を理解させるとともに、受注者との書面協議が適切に行われるよう、定期的な研修等により関係職員に周知徹底されたい。</p> <p>2. 中央卸売市場は、受注者との書面協議が確実に行われるよう、組織として複数名で確認する仕組みを構築されたい。</p>	<p>【1】</p> <p>・書面による協議が行われないことで、受注者との認識に差異が生じるなどにより、紛争に発展するリスクがあること、及び受注者との書面協議が適切に行われるよう、令和7年11月21日に設備・施設担当課長から市場内関係職員へ周知を行った。また、毎年度4月の係員異動実施後に、市場内関係職員へ周知を行う。</p> <p>【2】</p> <p>・受注者と書面協議を行う場合、市場の様式にある協議（指示）書を使用し、組織的な仕組みとして、担当者（係員）・監督職員を補助する係長（担当係長）・監督職員（副場長（技術））まで確認を行うよう、令和7年11月21日に設備・施設担当課長から市場内関係職員へ周知を行った。</p>	措置済	令和7年11月21日